総 財 営 第72号 総 財 準 第89号 平成24年12月28日

各都道府県総務部長 (財政課、市区町村担当課扱い) 各都道府県企業管理者 各指定都市財政局長 各指定都市企業管理者 関係企業団企業長 (都道府県・指定都市が加入するもの)



総務省自治財政局公営企業課長 (公 印 省 略) 総務省自治財政局公営企業経営室長 (公 印 省 略) 総務省自治財政局準公営企業室長 (公 印 省 略)

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を 公営企業が行う場合の取扱いについて

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第4条に規定する特定契約(以下「特定契約」という。)に基づく電気の供給(以下「買取制度による売電」という。)を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまとめましたので通知します。

また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第11号に規定する卸供給に 該当する事業は、従来から、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1 項に規定する電気事業に該当すると解してきたところである。

今般導入された買取制度による売電については、特定契約において、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者から求めがあった場合に確実に発電することができる発電出力である供給電力を定め、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令

第77号)第3条各号に規定する要件に該当しない限り、卸供給に該当しないものと解される。従って、買取制度による売電事業(売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。)を公営企業が行い、卸供給に該当しない場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。

2 公営企業が行う買取制度による売電事業について、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて」(昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。)第一章第一節三(三)に掲げる要件に該当する場合は、地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。なお、その場合は基本通知第一章第一節三(六)に示しているとおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成24年度地方債同意等基準」(平成24年総務省告示第155号)第二の二1(二)(12)に基づき、当該公営企業に係る地方債を起こすことができること。

3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第3条第2項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業経営室

担当:北澤補佐、関本係長

電話:03-5253-5639